

宮代町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月**21**日

宮代町長

新井 康之

宮代町規則第26号

宮代町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮代町介護保険条例施行規則（平成12年宮代町規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号(第29条関係)

介護保険負担限度額認定証

(表面)

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	適用年月日 年 月 日 から
有効期限 年 月 日 まで	
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 円 円
居住費又は 滞在費の 負担限度額	ユニット型個室 円 円 ユニット型個室的多床室 円 円 従来型個室(特養等) 円 円 従来型個室(老健・医療院等) 円 円 多床室Ⅰ(特養等) 円 円 多床室Ⅱ(老健・医療院) 円 円 多床室Ⅲ(老健・医療院等) 円 円
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印	

(裏面)

注 意 事 項
一 この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・医療院等」という。)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合に、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。
二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口へ提出してください。
三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

○ 証の大きさ

縦 128ミリ
横 91ミリ

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。